平成31年1月18日 第12060号

0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	定	0	の	0			ď	赵
"	警 備		道 路	公共	県 営	土 地	特 定		道 路	道 路	"	保 安		生活	辞退	精 神			ı	闭
	業法		の位	測量	土地	改良	非営		の供	の 区		林の		保護		通院			1	Į
	に 基 づ	一 公	置の指	の実施	改良事	事業施	利活動	C 公	用 開 始	域変更		指定予		法等に		医療を	【告	目		
	<	公安委員会】	定	旭	尹業 変	施 行 認	法人		外口	灭		定		基づ		を担当	н		<u></u>	見る
	検 定	員会			更 計	可 申	の設立	告】						く 指		する医療	示	次	1	
					画の	請の	認							定施		医療	_		-	银
					縦覧	縦覧	証の申							術機関		機関の			幸	极
							請							めの指		指定			₹	\&
"	生		建	監	"	耕	県		"	道	"	治		障		健			1	ě 亍
"	一活安		築指	理課	"	地課	民生		,,	路整	"	山課		害福		康推		担当	L	句 山
	全 企		導 課				活交			備課				祉 課		進課		課	ļ	1
	画課						通課											(室)	X	7
																				目
																				次
																				[→
																				担 当 課
																				· 菜
																				년)

岡山県公報 第12060号 平成31年1月18日

◎岡山県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

平成三十一年一月十八日

について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

指定を辞退した医療機関

名

ファーマシー蒼樹薬局

梶谷薬局

所 在 地

赤磐市桜が丘西ニーーーニ

倉敷市酒津二七三五

辞退年月日

岡 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

平成三十年十二月三十一日

平成三十一年一月四日

◎岡山県告示第十号

律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定し 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

た。

平成三十一年一月十八日

施術所を開設している施術者

於 田 洭 彩り鍼灸整骨院 施術所の名称 総社市中央4-3-110 施術所の所在地 指定年月日 H30. 12. 1

県 知 事 伊 原 木 隆

岡 Щ

太

◎岡山県告示第十一号

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

平成三十一年一月十八日

山県知事 原 太

保安林予定森林 所在場所

新見市哲西町畑木字地蔵畝五三一 0) 字大明神五三二の二、 五三七、 五三九 の 二、

字黒岩五三四 \mathcal{O}

立木の伐採の方法

字地蔵畝五三一

 \mathcal{O}

次

0

図に示す部分に限る。)、

字大明神五三九

(1)次の森林に つい ては、 主伐は、 択伐による。

その他の森林に 0 ては、 主伐に係る伐採種を定め

(3)(2)

主伐として伐採をすることができる立木は、

当該立木の所在する市町

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 \mathcal{O} ものとする

(4)間伐に係る森林は、 次のとお

立木の 伐採の 限度並び に植栽の方法 期間及び

のとおりとする。

(「次の 図 及び 「次のとおり」 は 省略 及び

見市役所に備え置い て縦覧に供する。)

◎岡山県告示第十二号

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により 通 知 があった。 水産大臣

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

保安林予定森林の所在場所

三の一、 字大倉一六二二、字井の奥し 二六まで、 八二、字塩滝 八の二 の上一六八九、 苫田郡鏡野 一六九四 一六五二の 一六八三から一 西谷字山 六九〇 字井 一六九五の \mathcal{O} \mathcal{O} ĴΠ 奥尻 六八五まで、 り一六二八の一、 六五二の二、 六九〇の二、 兀 \mathcal{O} 六五 \mathcal{O} 六二八 匹 六九 わ **の**二、 字はま後 \mathcal{O} 字岡岩一六 九二、 一六九 六二四 \mathcal{O} 字出 の 二、 Ó <u>ー</u>の 合一六九

二 指定の目的

水源の涵養

一指定施業要件

- 立木の伐採の方法

(2) 主伐として伐採をすることがで(1) 主伐に係る伐採種は、定めない

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在す

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹廷

びのと おりとする

次 び

覧に供する。)

倉敷市亀山字九割六六四番二地内

匹~

九

五

倉敷市亀山字九割六六四番二地内

旧

 \bigcirc

兀

Ŧī.

道路の

種類

県道

東茅部下福田線

◎岡山県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 とおり変更する。 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の 般の縦覧

平成三十一年一月十八

道路の種類

道路の

区域

区

域

別

シ

(メー

ル

延

木

太

地先から	真庭市蒜山東茅部字家ノ上一九八〇番	区
	留 一	別 新旧
八 · · ·		(メートル)
)		ル)員
四一		(メートル)
七 · 六		トル・長

区

道路の区域

倉見斉の谷線

0

道路の 種類 県道

大戸上中央線

先まで 津山市 先まで 津山市加 津 山市 山市 加 加茂町黒木字茅野六 加茂町黒木字茅野六 茂町黒木字水除ケ五五八番二地

七番

地

旧

三七・

兀

二五四・

兀

茂町黒木字水除ケ五五八番二地

地先 新 別 **∀**

三五四・

ル

延

員

先まで 地先から 真庭市蒜山東茅部字下田一七〇〇番一地 真庭市蒜山 真庭市蒜山東茅部字下田一七〇〇番一 東茅部字家 ノ上 九 八 () 番 旧 六 三五. 九

ー七・〇	九 - 五 - 〈	旧	玉野市北方字畑一〇六八番四地内
14.0	一〇・六~	新	玉野市北方字畑一〇六八番四地内
(ベーート)	(メートル)	別	区域

二路線名長谷小一道路の種類県道

	三	旧	先まで 久米郡美咲町原田字竹成一○五一番一地 先から 先から
<u> </u>	一五 二一五 五 五	新	先まで 大米郡美咲町原田字竹成一○五一番一地 先から 大がら
(メートル) 長	(メートル)	別 新旧	区域

◎岡山県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

線 大戸上中央 久米郡美咲町原 ^田	線 津山市加茂町黒木倉見斉の谷 津山市加茂町黒木	東茅部下福 真庭市蒜山東茅部字下田 真庭市蒜山東茅部字家ノ	県道 藤戸早島線 倉敷市藤戸町天地	種 類 路 線 名 区
で、大郡美咲町原田字竹成一〇五一番一地先まら、米郡美咲町原田字竹成一〇六四番一地先から	加茂町黒木字水除ケ五五八番二地先ま加茂町黒木字茅野六一七番一地先から	真庭市蒜山東茅部字下田一七○○番一地先まからからがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらが	での「一個では、「おおおりでである。」では、「おおおりでは、「おおおりでは、「おおおりでは、「おおおりでは、「おおおりでは、「おおおりでは、「おおおいま」とは、「おおおいま」とは、「おおいま」とは、「おお おいま はいま はいまい はいい はい は	間 年 月 開

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、

のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事伊原木隆

太

申請のあった年月日

平成三十一年一月七日

特定非営利活動法人岡山福祉就労センター申請に係る特定非営利活動法人の名称

三 代表者の氏名

鎌田 富之

四 主たる事務所の所在地

赤磐市東窪田八九ー三ドリームプラネッ

あか

いわ二F

五 定款に記載された目的

心身障害者及び高齢者に対し 就労支援に関する事業を行い福祉

増進と向上に寄与することを目的とする。

条第一項の規定により、 [一三] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一 のあ った新規土地改良事業の施行に その申請を適当と決定したので、 ついて、 同条第九項におい 関係書類を次 て準用する同法第八 項 \mathcal{O} とおり縦覧に 0 規定により

て十五日以内に岡山県備 この公告に係る決定に対し 前県民局長に申し出ることができる。 て異議がある者は、 縦覧 0 期間 了 \mathcal{O} \mathcal{O} 翌日 か ら起算し

平成三十一年一月十八日

岡山県知事

事 伊原木 隆

太

土地改良区定款

 \equiv

縦覧に供する書類

地区名

高崎土地改良区

流幹川上

(農地耕作条件改善

(農業用用排水施設)

事業計画書

縦覧の期間

兀

平成三十一年一月十八日から同年二月八日まで

五 縦覧の場所

[山県備前県民局農林水産事業部

県営土地改良事業 四 関係書類を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法 (中山間地域総合整備 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十八条第一 新見地区 神郷高瀬工区) 計 画を変更したの 項の規定により

この公告に係る決定に対して不服がある者は、 縦覧の \mathcal{O} 0 翌日から起算し

て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十一年一月十八日

縦覧に供する書類

原木

太

平成三十一

縦覧の期間

県営土地改良事業

中

間地域総合整備

新見地

区

神郷高瀬工区)

変更計画

半成三十一年一月十八日から同年二月八日ま

新見市役所縦覧の場所

量を実施する旨の通知があった。 十四条第一項の規定により、 〔一五〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第 国土交通省中国地方整備局道路部長から次のとおり公共測

平成三十一年一月十八日

岡山県知事

原木

太

而 山 市 全 域 、 玉 野	測量区域
成、共測量	測量
(道路管	Ø
理データ作	類 類
成三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	測
成三十一年三月二十日.平成三十年	量
二十日ま	期
から平	間

[一六] 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定に

より、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい

70

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆

◎岡山県公安委員会告示第三号

四十七年法律第百十七号。 以 下 という。) 第二十三条第一

規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十一年一月十八日

岡山県公安委員

숲

検定に係る警備業務の種別等

試験 五 り で 大	務(一級) 試験 四月 年 学科 平成	種別及び級 区分 実
五月十八日 八日	四月二十六日 (金曜日)	施期日
後五時まで午前十時から午	前十一時まで	時間
岡山県運転免許センターー三の山市北区御津中山四四四四	岡山県警察本部小橋町庁舎 二五	場

二 検定対象者

 \mathcal{O} うち、 県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも ずれかに該当するも

第四項の合格証明書 条に規定する二級 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号) 上であるもの 当該合格証明書の交付を受けた後、 検定 (以下「合格証明書」という。) (雑踏警備業務に係るものに限る。) 当該種別の警備業務に従事した期間が の交付を受けている者であ に係る法第二十三条

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識 及び能力を有すると認める

者

二 検定申請手続

- 提出書類
- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2)写真 二枚 (縦の長さ三センチメ ル 横の長さ二・四センチメ ル

申

名及び撮影年月日を記入したも 前六月以内に撮影した無帽、 正面 上三分身、 無背景のも の で、 その裏面に氏

- (3)
- ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事し ていたことを証明する警

備業者等の作成に係る書面

1

二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1 に掲げる者と同等 0) 知識及び能力を有する者

と認める書面の写し 通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類

工 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 通

- 提出先
- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2)

県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、 郵送又は信書便による申請及び代 理人による申 は、 認め

な

3 提出期間

平成三十一年三月十 日 旦 から同月十五 日 金曜 月 までの 午前八時三

分から午後五時まで

兀 検定手数料

万三千円

山県収入証紙により、 検定申請時に納付すること。

なお、 検定手数料 は 納 付後は返還し な

五. 受検定員

受検定員に達したときは、

ても受付を締め切る

六 受検票の交付

検定申請者に対して、 検定申請書を提出した警察署におい て交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(〇八六)二三四-〇一一〇 内線三〇三四

.

県内

の各警察署の生活安全課

申請者は、 学科試験につい 午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。 検定当日の午前 八時三十分から受付を開始するの

4 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること

学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検につい て別途指示し、

に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第四号

警備業法 和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一 項の規定により 警備員等

 \mathcal{O} 0 とおり実施する。

平成三十一年 一月十八

尚 Ш 公 安 委 員 会

		•			
岡山県運転免許センター-三	で	後五時ま	五月二十五日	試験	
岡山市北区御津中山四四	から午	前:十	成三十		
岡山県警察本部小橋町庁:	ᅜ		(金曜日)		
五五	で	前十一時ま	四月二十六日	試験	務(二級)
岡山市中区小橋町一-一	から午	午前九時	平成三十一年	学 科	雑踏警備業
場	間	時	実施期日	区 試分 験	種別及び級警備業務の

兀

舎

検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

検定申請手続

- 提出書類
- (1) 所定の様式による検定申請書 通
- (2)請前六月以内に撮影した無帽、 写真 二枚 (縦の長さ三センチメ 正面、 上三分身、 ル、 横の長さ二・四センチ 無背景のもので、 その裏面に氏 ル、
- 名及び撮影年月日を記入したもの
- (3)
- ア 県内に住所を有する者
- 住所地が県内にあることを疎明する書類 通
- 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
- る警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 通

六

受検票の交付

(1) に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2)県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、 郵送又は信書便による申請及び代理人による申 請は、 認めな

3

提出期間

平成三十一年三月十 日 から同月十五日 (金曜日) までの午前八時三

分から午後五時まで

兀 検定手数料

万三千円

山県収入証紙により、 検定申請時に納付すること。

なお、 検定手数料は、 納 付後は返還しない

五. 受検定員

ただし、 請順に受け付 け、 受検定員に達したときは、

も受付を締め切る。

検定申請者に対して、 検定申請書を提出した警察署におい て交付する。

七 、合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (〇八六) 三三四

県内 の各警察署の生活安全課

その

1 学科試験に 2 ては、 検定当日 の午前八時三十分から受付を開始す

申請者は、 午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

学科試 験の受検に際し ては、 筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検に て別途指示

なか た者に対し ては実技試験は行わない